



# 講演内容

1. なぜ財産評価に都市計画法・建築基準法の知識が必要か
2. 不動産調査で「相続税法上の時価」と「民法上の時価」を整理する
  - (1) 相続税法上の時価で遺産分割することが不適合な不動産
  - (2) 納税資金対策での不動産の見極め方
3. 財産評価に必要な都市計画法の知識
  - (1) 区域区分と用途地域
  - (2) 開発行為と開発登録簿調査の目的・・・詳しくは『広大地マスター講座』にて
  - (3) 敷地が用途(容積率)の異なる地域に存する場合
  - (4) 都市計画道路予定地
4. 財産評価に必要な建築基準法の知識
  - (1) 建築基準法上の道路と財産評価
  - (2) 接道義務
  - (3) 建物の用途制限
  - (4) 建蔽率と容積率(指定容積率・基準容積率)
  - (5) 建築条例
  - (6) 一敷地一建物の原則
  - (7) 建築計画概要書の入手

## ここが調査のポイント!!

### Point 1 都市計画課での調査

都市計画道路予定地/容積率の異なる二以上の地域にわたる土地

### Point 2 建築指導課での調査

セットバック/無道路地/接道義務を満たさない土地/私道の用に供されている宅地/建築計画概要書

### Point 3 現地での調査

私有地内通路/利用価値の著しく低下している土地/傾斜地

### Point 4 所有者からのヒアリング調査

借地権等の権利関係が存する土地

#### お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

## 2015/10/9(金)「続税財産評価に必要な!!『都市計画法・建築基準法』」申込書

参加者名1 | フリガナ

参加者名2 | フリガナ

参加者名3 | フリガナ

E-mail

E-mail

E-mail

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX